

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

務 所 長
域 振 興 局 長

様式第十三号中「(所長)」を「(長)」に改める。
様式第十四号中「(所長)」を「(長)」に改める。
様式第十五号から様式第十六号の二まで、様式第二十号から様式第二十二号まで及び様式第二十七号から様式第二十九号までの規定中「(所長)」を「(長)」に改める。

規 則
地域振興局の設置に伴う関係規則の整備に関する規則(三三・総務課)

目 次

規 則

地域振興局の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十二号

地域振興局の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(秋田県税事務取扱規則の一部改正)

第一条 秋田県税事務取扱規則(昭和三十九年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

第五十四条、第五十五条及び第五十六条第一項中「秋田県税事務所長」を「秋田地域振興局長」に改める。

様式第二号中 「課(所)長」を「(長)」に改める。
(出納員) (出納員)

様式第五号中 「(所長)」を「(長)」に改める。

様式第九号中 「課長」を「長」に改める。
「課長」を「長」に改める。

様式第七十二号中 「秋田県 県税事務所現金取扱員」を「秋田県 地域振興局現金取扱員」に改める。
「秋田県 県税事務所現金取扱員」を「秋田県 地域振興局現金取扱員」に改める。
「秋田県 県税事務所出納員」を「秋田県 地域振興局出納員」に改める。
様式第七十三号中「(所長、出納員)」を「(長、出納員)」に改める。
「秋田県 県税事務所出納員」を「秋田県 地域振興局出納員」に改める。
「秋田県 地域振興局現金取扱員」に改める。
様式第七十八号及び様式第七十九号中「秋田県 県税事務所現金取扱員」を「秋田県 地域振興局現金取扱員」に改める。
「秋田県 地域振興局現金取扱員」に改める。
様式第八十号中「秋田県 県税事務所出納員」を「秋田県 地域振興局出納員」に改める。
「秋田県 県税事務所現金取扱員」を「秋田県 地域振興局現金取扱員」に改める。
様式第八十一号中 「所長」を「長」に改める。
様式第八十四号中「秋田県 県税事務所長」を「秋田県 地域振興局」に改める。
「所長」を「長」に改める。
様式第八十九号中 「(出納員)」を「(出納員)」に改める。
「(出納員)」を「(出納員)」に改める。
様式第九十号中「県税事務所長」を「秋田県 地域振興局」に改める。
様式第九十五号中「(所長)」を「(長)」に改める。
様式第九十六号及び様式第九十八号中「(所長・出納員)」を「(長・出納員)」に改める。
様式第九十九号から様式第百三十三号までの規定中「(所長)」を「(長)」に改める。

様式第四百号その一中「()」を「()」に、「()」を「()」に改める。

様式第四百五号から様式第四百一十二号までの規定中「()」を「()」に改める。

様式第四百十三号中「()」を「()」に改める。

様式第四百十四号、様式第四百十四号の二及び様式第四百十六号から様式第四百十九号までの規定中「()」を「()」に改める。

様式第四百十九号の二中「()」を「()」に改める。

様式第四百二十号その二中「()」を「()」に改める。

(秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則(昭和五十一年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

第三条 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正
 九年秋田県規則第十九号()の一部を次のように改正する。

様式第二号中「()」を「()」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成元年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「()」を「()」に改める。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年秋田県規則第百号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「()」を「()」に改める。

(秋田県消防、水防功労者表彰規則の一部改正)

第六条 秋田県消防、水防功労者表彰規則(昭和三十一年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条第一項中「地方部県民生活室長」を「地域振興局長」に改める。

(行旅病人および行旅死亡人取扱規則の一部改正)

第七条 行旅病人および行旅死亡人取扱規則(昭和三十三年秋田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「町村長」を「市町村長」に、「福祉事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(知事の権限に属する社会福祉法人に関する事務を健康福祉センター所長に委任する規則の一部改正)

第八条 知事の権限に属する社会福祉法人に関する事務を健康福祉センター所長に委任する規則(平成十二年秋田県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

題名中「健康福祉センター所長」を「地域振興局長」に改める。

第一条及び第三条中「健康福祉センター所長」を「地域振興局長」に改める。

別表第一号中「健康福祉センター」を「地域振興局」に改める。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第九条 老人福祉法施行細則(平成五年秋田県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「県の福祉事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第十条 秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第五号(裏面)中「()」を「()」に改める。

(秋田県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第十一条 秋田県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「所轄福祉事務所長」を「所轄地域振興局長」に改め、同条第三号中「または」を「又は」に改める。

様式第一号中「福祉事務所」を「地域振興局」に、「福祉事務所」を「地域振興局」に、「福祉事務所」を「地域振興局」に改める。
 様式第三号、様式第三号の二、様式第六号及び様式第九号中「秋田県」を「秋田県」に改める。
 第十二条 浄化槽法施行細則（昭和六十年秋田県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。
 第五条第四項中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。
 第十三条 秋田県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
 様式第一号中「秋田県農業近代化資金利子補給規則」を「秋田県規則第四号」に改める。
 第十四条 秋田県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
 第十八条中「総合農林事務所長」を「地域振興局長」に改める。
 第十五条 農業協同組合法施行細則（平成五年秋田県規則第二号）の一部を次のように改正する。
 第四十七条中「農林事務所長」を「地域振興局長」に改める。
 第十六条 農業倉庫業法施行細則（平成十年秋田県規則第七号）の一部を次のように改正する。
 第六条中「総合農林事務所長」を「地域振興局長」に改める。
 第十七条 秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則（昭和五十二年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。
 第十二条中「八郎潟基幹施設管理事務所長」を「秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所長」に改める。
 別表第一第二号及び第三号を削り、同表中第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。
 別表第三第一号を次のように改める。

一 秋田発電事務所長
 別表第三第二号を削り、同表第三号を同表第二号とする。
 （水産業協同組合法施行細則の一部改正）
 第十八条 水産業協同組合法施行細則（昭和二十六年秋田県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
 第二十条中「総合農林事務所長」を「地域振興局長」に改める。
 第十九条 秋田県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。
 第七条第二項中「所轄総合農林事務所」を「所轄地域振興局」に改める。
 様式第四号（二）中「秋田県林業改善資金貸付規則」を「秋田県規則第五十号」に改める。
 第二十条 秋田県営治山事業施行規則（昭和三十七年秋田県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。
 第十条中「総合農林事務所長」を「地域振興局長」に改める。
 （秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則の一部改正）
 第二十一条 秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例施行規則（平成十一年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
 第十七条中「地方部長」を「地域振興局長」に改める。
 （建設業法施行細則の一部改正）
 第二十一条 建設業法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
 第二条中「建設事務所」を「地域振興局長」に改める。
 （秋田県屋外広告物条例施行規則の一部改正）
 第二十三条 秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。
 第二十五条中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。
 第二十四条 秋田県立都市公園条例施行規則（昭和五十年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
 第五条の二中「所長」を「局長」に、「秋田県秋田建設事務所長」を「秋田県秋田地域振興局長」に、「秋田県北秋田建設事務所長」を「秋田県北秋田地域振興局長」に改める。
 第五条の三第一項、第六条及び第七条中「所長」を「局長」に改める。

様式第六号の二(一)中「秋田河川管理事務所」を「秋田河川管理事務所」に改め、同様式2中「秋田河川管理事務所」を「秋田河川管理事務所」に改め、同様式3中「秋田河川管理事務所」を「秋田河川管理事務所」に改める。

(秋田県道路占用規則の一部改正)
第二十五条 秋田県道路占用規則(平成二年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(秋田県河川管理規則の一部改正)

第二十六条 秋田県河川管理規則(昭和四十年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「写」を「写し」に、「建設事務所及びダム管理事務所」を「地域振興局」に改める。

第六条中「関係建設事務所又は関係ダム管理事務所」を「関係地域振興局」に改める。

(海岸法施行細則の一部改正)

第二十七条 海岸法施行細則(昭和四十年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第二十八条 地すべり等防止法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「届書は、次に掲げる区分により」を「届出書は」に、「建設事務所長又は総合農林事務所長」を「地域振興局長」に改め、同条各号を削る。

第七条を次のように改める。

(台帳閲覧場所)

第七条 台帳の閲覧場所は、当該地すべり防止区域の所在地を所管する地域振興局とする。

第八条第三項中「建設事務所長及び総合農林事務所長(以下「所長」といふ。))」を「地域振興局長」に改める。

第九条中「所長」を「地域振興局長」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第二十九条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十四年秋田県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例施行規則の一部改正)

第三十条 秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例施行規則(昭和四十年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「由利建設事務所長」を「由利地域振興局長」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第三十一条 建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「(書類の経由)」に改め、同条中「建設事務所長」を「地域振興局長を経由して」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部改正)

第三十二条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第三十三条 宅地建物取引業法施行細則(昭和五十三年秋田県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「建設事務所」を「地域振興局」に改める。

第九条中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(秋田県公舎管理規則の一部改正)

第三十四条 秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方部長(秋田地方部長を除く。)、大館地区総合事務所長」を「地域振興局長(秋田地域振興局長を除く。)、北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改める。

別表農林水産部長の項中「仙北平野土地改良事務所世帯用公舎」を「仙北平野農村整備事務所世帯用公舎」に、「仙北平野土地改良事務所」を「仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所」に改め、同表建設交通部長の項を次のように改める。

建設交通部 長	ダム管理事務所世帯用公舎	地域振興局のダム管理事務所(当該事務所の出張所を含む。)に勤務する職員で、同居する親族を有するもの
------------	--------------	---

附 則
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄